

工事現場における施工体制の点検要領

1 目的

本要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）」（平成12年法律第百二十七号）及び同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）において、発注者が監督業務等において把握することとされている事項について統一的な対応を行うことによって、工事現場の適正な施工体制の確保等に資することを目的とする。

2 点検対象工事

3（1）工事現場施工体制の点検については、全ての工事について対象とする。

ただし、建設業法（昭和24年法律第百号）第26条第3項に該当する工事（請負代金が4,000万円以上のもの。ただし建築一式工事の場合は8,000万円以上）又は建設業法第24条の7第1項（下請契約の合計請負金額が4,500万円以上のもの。ただし建築一式工事の場合は7,000万円以上）に該当する工事のみ対象とする点検項目（別紙1の工事現場施工体制チェック表に定める。）があるので留意すること。

また、3（2）一括下請負の点検については、3（1）イ中施工体制の把握（一括下請負）で該当する工事について実施する。

3 点検項目

（1）工事現場施工体制の点検

ア 監理技術者等の専任制の点検

- ・監理技術者資格者証の把握
- ・同一性の把握
- ・常駐の把握

イ 施工体制の点検

- ・施工体制台帳の把握
- ・施工体系図の把握
- ・施工体制の把握（一括下請負）

ウ その他の点検

- ・建設業許可の標識の設置
- ・下請負人に対する通知等
- ・建設業法退職金共済制度に関する掲示
- ・労災保険に係る掲示
- ・工事カルテの登録

（2）一括下請負の点検

ア 実質関与の把握

4 点検方法及び時期

3（1）工事現場施工体制の点検については、工事現場施工体制チェック表（別紙1）により、工事着手後速やかに行い、月1回をめぐりに実施する。

また、3（2）一括下請負の点検については、一括下請負チェック表（別紙2）により実施する。

5 建設業法違反の報告

- (1) 点検等により、次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、技術調査課長に別紙3により報告する。
 - 一 建設業法第28条第1項第3号、第4号又は第6号から第8号までのいずれかに該当するもの。
 - 二 適正化法第15条第2項又は第3項の規定に違反したとき
 - 三 建設業法第24条の8第1項、第2項若しくは第4項（適正化法15条第1項により読み替えて適用）又は同法第26条若しくは第26条の2の規定に違反したとき
- (2) 点検等により、(1)の各号以外の建設業法又は適正化法の規定に違反している事実を把握し、当該違反が悪質なときは、技術調査課長に別紙3により報告する。

6 工事成績への反映

施工体制の把握を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、その内容、改善状況に応じて工事成績評点に適切に反映すること。

7 その他

- (1) 監督員は施工体制の点検結果を、完成検査時に検査員に提示する。
- (2) 一括下請負チェック表（別紙2）の2実質関与の総合判定結果が▲と※のものについては、判定会議を開催し、一括下請負の判定を行う。判定会議は、次のものをもって構成する
 - 一 本庁 課長、副課長（事務及び技術）、担当事業班長
 - 二 建設部 部長、副部長（事務及び技術）、総務調整課長、担当事業課長
- (3) この要領は、平成13年11月 1日から適用する。
この要領は、平成15年 4月 1日から適用する。
この要領は、平成28年 6月 1日から適用する。
この要領は、令和 5年 1月 1日から適用する。